

地籍調査事業の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、以下のとおり、地籍調査（官民境界等先行調査）を行う。

1. 地籍調査の目的

一筆ごとの地番、地目、地積ならびに所有者を明確にすることにより地籍の明確化を図り、まちづくり計画や財産の適切な管理、災害からの迅速な復旧、土地取引の円滑化等に資する。

2. 調査の方法

官民境界等先行調査

一筆地調査に先だち、中野区が所有する区道及び水路等とこれに隣接する民有地との筆境を立ち会いの上、確定する。

3. 調査対象地域

江原町三丁目全域 (0.13 km²)

4. 調査期間

平成19年9月～平成21年3月

5. 周知方法

(1) 9月20日号区報ならびに中野区ホームページ

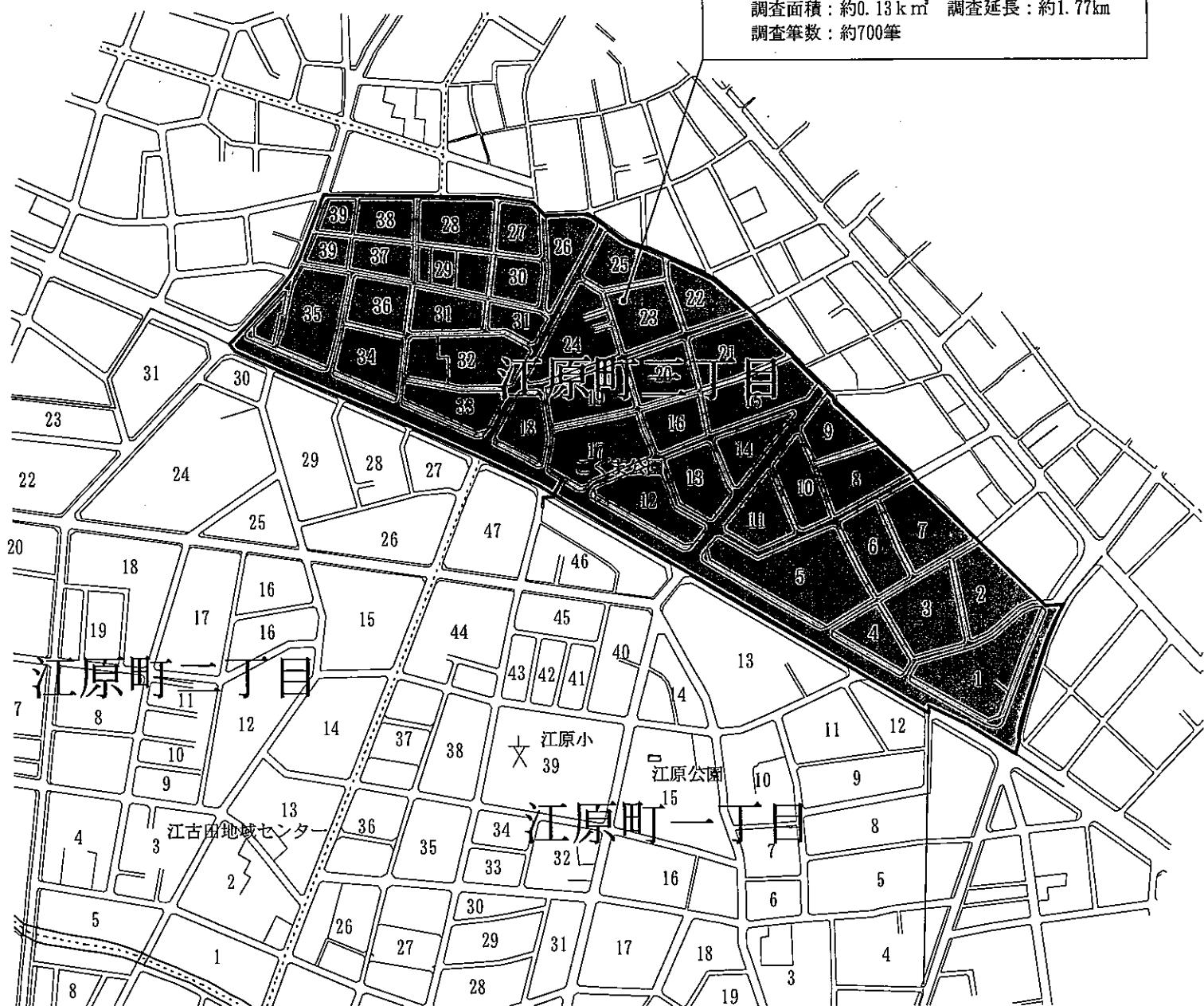
(2) 地域説明会2回

① 9月21日（金）午後7時

② 9月22日（土）午後3時

平成19年度 都市再生地籍調査案内図

地区名：中野区江原町三丁目
調査面積：約0.13km² 調査延長：約1.77km
調査筆数：約700筆



都道府県地籍調査担当部課一覧

H19.4.1現在

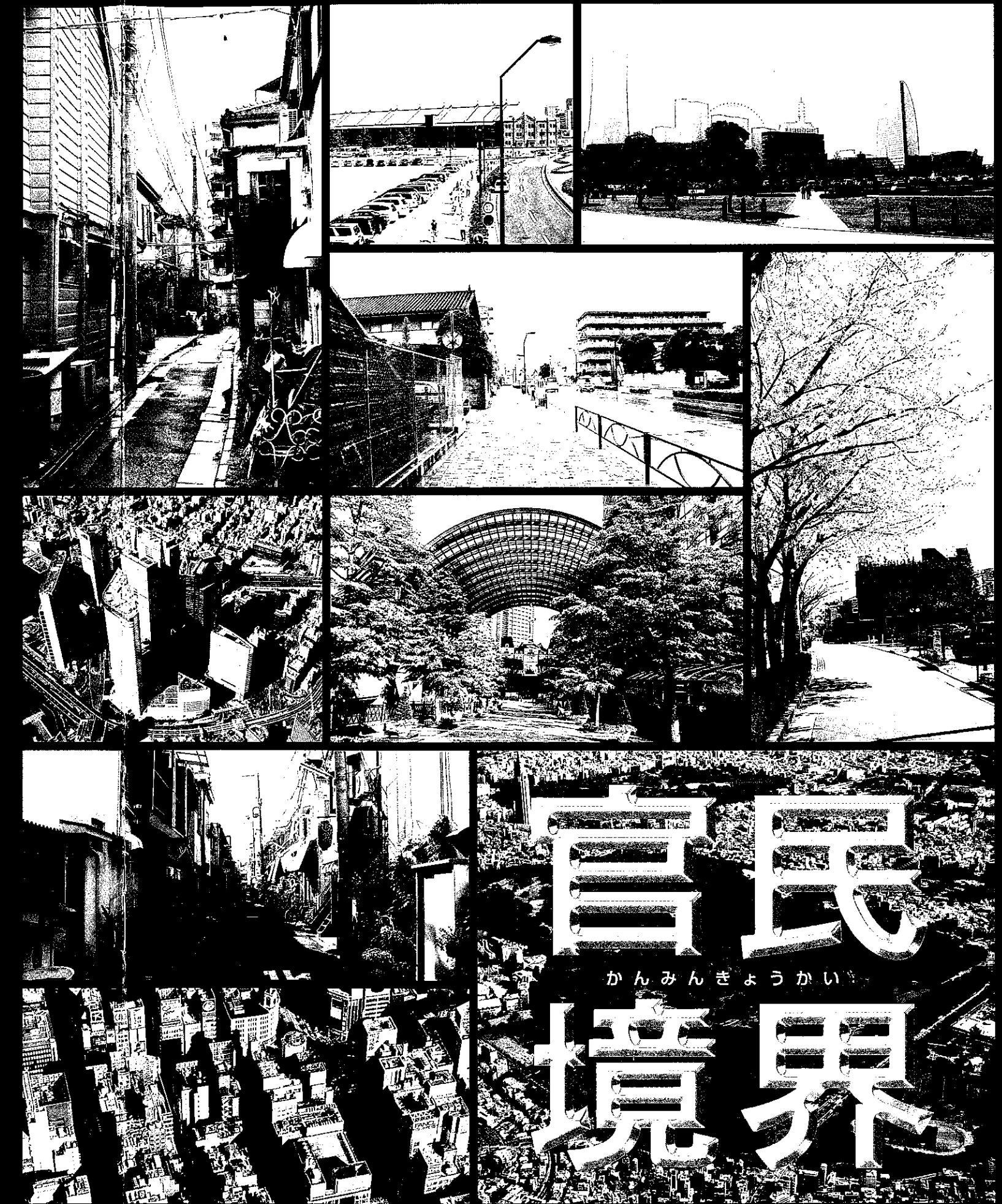
都道府県	担当部課名	代表電話番号
北海道	農政部農業経営局	農地調整課 011-204-5394
青森県	農林水産部	農村整備課 017-722-1111 (代)
岩手県	農林水産部	農村計画課 019-651-3111 (代)
宮城県	企画部	土地対策課 022-211-2445
秋田県	農林水産部	農山村振興課 018-860-1860
山形県	農林水産部	農村計画課 023-630-2502
福島県	農林水産部	農村整備領域農地管理グループ 024-521-7419
茨城県	農林水産部農地局	農村環境課 029-301-1111 (代)
栃木県	農政部	農村振興課 028-623-2323
群馬県	農業局	農業基盤整備課 027-223-1111 (代)
埼玉県	総合政策部地域政策局	土地水政策課 048-824-2111 (代)
千葉県	県土整備部	用地課 043-223-3348
東京都	都市整備局都市づくり政策部	土地利用計画課 03-5388-3229
神奈川県	県土整備部	技術管理課 045-210-1111 (代)
新潟県	農地部	農村環境課 025-285-5511 (代)
富山県	生活環境文化部	県民生活課 076-431-4111 (代)
石川県	農林水産部	経営対策課 076-225-1111 (代)
福井県	農林水産部	農村振興課 0776-21-1111 (代)
山梨県	農政部	農村振興課 055-237-1111 (代)
長野県	農政部	農地整備課 026-232-0111 (代)
岐阜県	都市建築部	都市政策課 058-272-1111 (代)
静岡県	建設部農地局	農地計画室 054-221-2647
愛知県	地域振興部	土地水資源課 052-961-2111 (代)
三重県	政策部	土地・資源室 059-224-2712
滋賀県	政策調整部	地域振興課 077-524-1121 (代)
京都府	農林水産部	農村振興課 075-451-8111 (代)
大阪府	環境農林水産部	農政室整備課 06-6941-0351 (代)
兵庫県	農林水産部農林水産局	農地整備課 078-341-7711 (代)
奈良県	農林部	農業経営課 0742-22-1101 (代)
和歌山県	企画部計画局	地域振興課 073-432-4111 (代)
鳥取県	農林水産部	耕地課 0857-26-7111 (代)
島根県	土木部	用地対策課 0852-22-5111 (代)
岡山県	企画振興部	地域振興課 086-224-2111 (代)
広島県	地域振興部	地域づくり推進室 082-228-2111 (代)
山口県	地域振興部	地域政策課 083-933-3111 (代)
徳島県	農林水産部	農山村整備課 088-621-2436
香川県	農政水産部	農政課 087-831-1111 (代)
愛媛県	農林水産部管理局	農政課 089-941-2111 (代)
高知県	土木部	用地対策課 088-823-1111 (代)
福岡県	農政部	農地計画課 092-651-1111 (代)
佐賀県	県土づくり本部	土地対策課 0952-24-2111 (代)
長崎県	地域振興部	土地対策室 095-895-2043
熊本県	農林水産部	農村整備課 096-383-1111 (代)
大分県	農林水産部	農地整備室 097-506-3713
宮崎県	農政水産部	農村計画課 0985-26-7130
鹿児島県	農政部	農地建設課 099-286-2111 (代)
沖縄県	企画部	土地対策課 098-866-2040

このパンフレットは再生紙を使用しています。

問合せ先

国土交通省 土地・水資源局国土調査課

東京都千代田区霞が関2-1-2 TEL. 03-5253-8111 (代表)

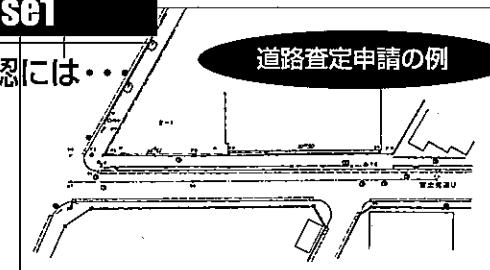


官民境界が分からないとこんな問題が・・・

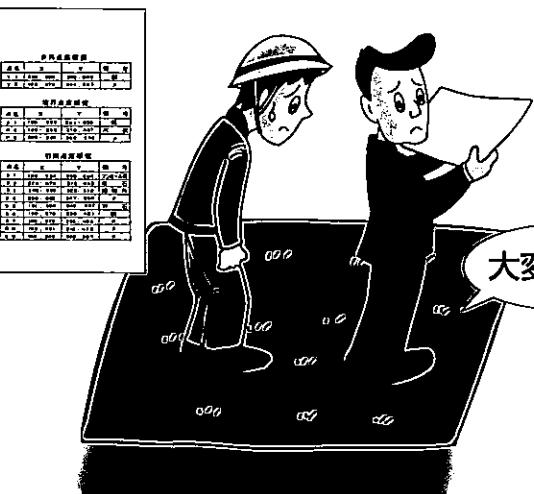
官民境界が分かっていれば・・・

case1

境界確認には・・・

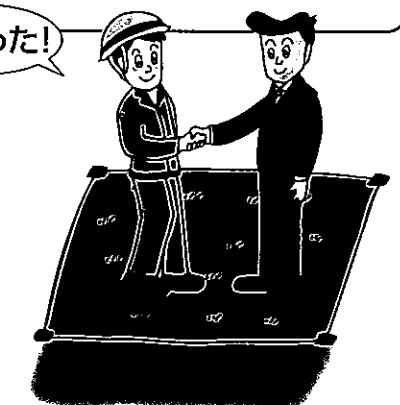


道路境界が確認されていないため、民間開発や土地の売買などで、その都度資料を収集して立会いを行わなければなりません。



官民境界が分かっていれば、必要に応じて速やかに個々の境界を確認できます。また、官民境界の確認成果が電子化されていれば、コンピュータを利用して効率的に情報を検索・提供できます。

良かった!



case2

地震などの災害には・・・

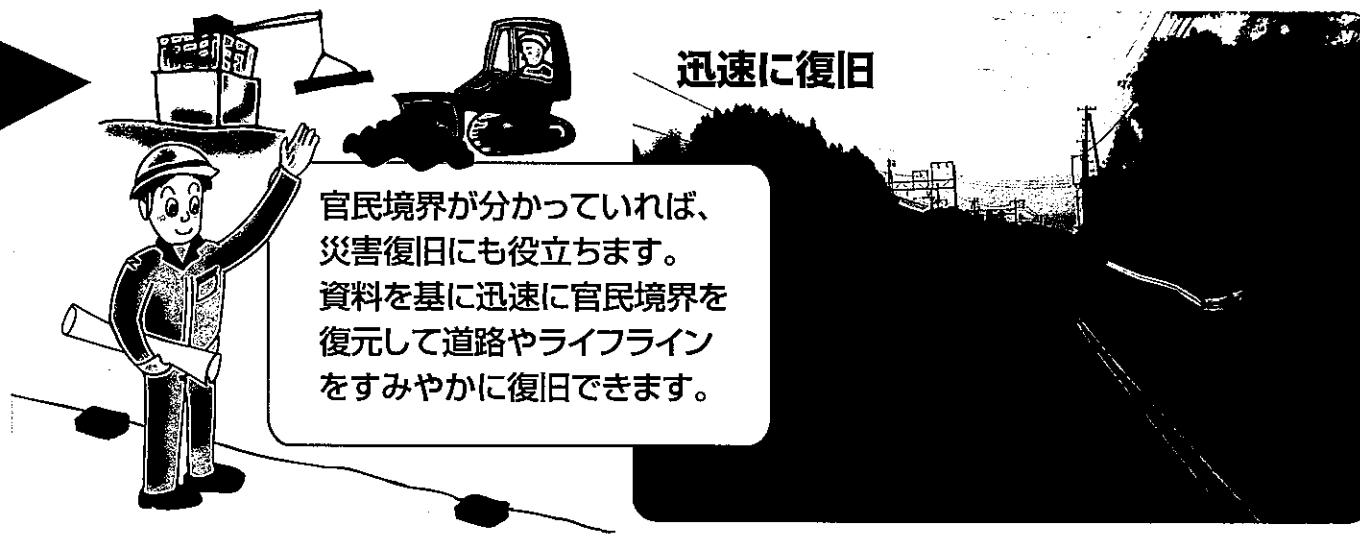
困った事になった。

官民境界の確認資料が整備されていないため、災害発生時に官民境界の復元が速やかに行なえず、道路やライフラインの復旧などに支障が出る恐れがあります。

万が一の災害が起こっても・・・



迅速に復旧



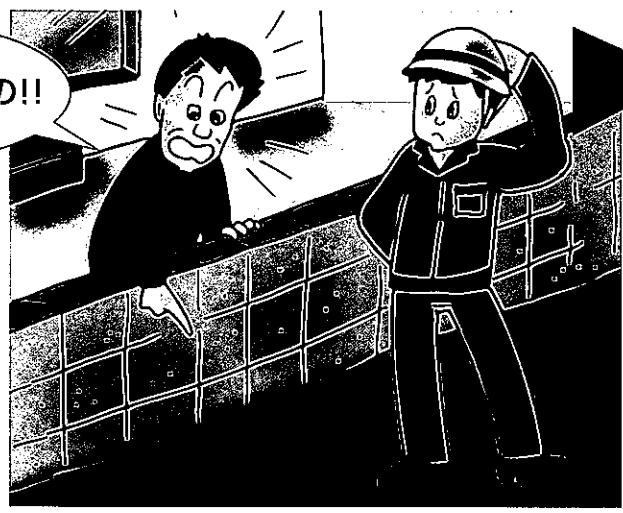
官民境界が分かっていれば、災害復旧にも役立ちます。資料を基に迅速に官民境界を復元して道路やライフラインをすみやかに復旧できます。

case3

法定外公共物には・・・

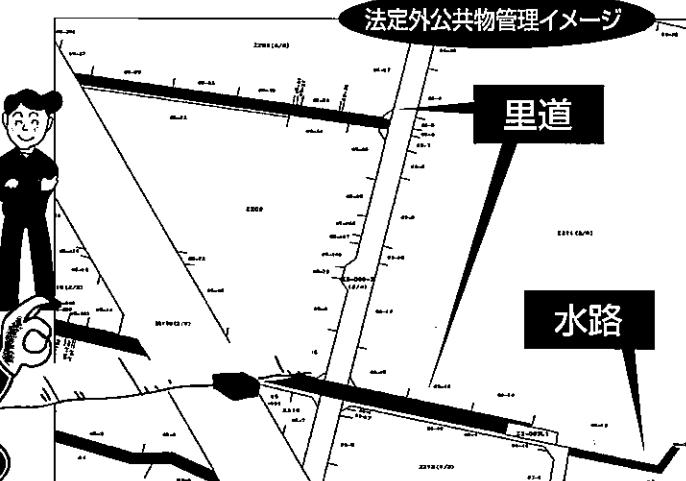
この土地は私のもの!!

地方分権一括法の施行に伴い、「里道」「水路」などの法定外公共物が市町村に譲与されました。これらの土地には、境界が不明確で、払い下げ等の手続きを経ないまま占有されているなど、適切な管理ができていないものがあります。



官民境界が分かっていれば、法定外公共物の境界も明確になりますので、占有状態の解消や道路・水路の整備などに役立ちます。

明確になります!!



官民境界をはっきりさせるには・・・

官民境界等先行調査が有効です。

官民境界等先行調査とは？

- 官民境界等先行調査は、地籍調査の事業メニューの1つです。
- 調査地区の全ての筆界を調査する「一筆地調査」に先行して、官民及び官官境界を調査します。

官民境界等先行調査の流れ

準備

道路や河川等の資料収集と関係機関との調整や、住民への広報活動を行ないます。



立会

土地所有者等の立会により、道路や水路などの官民境界を確認します。



測量

立会により確認した道路境界や水路境界などを、正確に測量します。

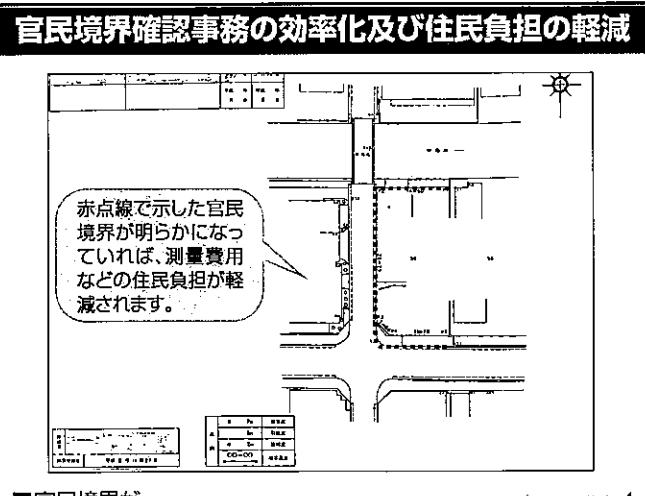


成果の取りまとめ

測量の成果を基に、正確な官民境界線を記載した「街区調査図」などを作成します。



官民境界等先行調査によるメリット



■官民境界が明らかにされていない場合、住民からの境界確認申請にその都度対応しなければならない・境界確認された成果が管理者ごとに保管され広く利用されない・高額の測量費用が住民負担となるなどの不都合が生じる場合があります。

費用負担
申請件数1件で約150万円
延長50mの境界査定のため、周囲7街区の測量を要し2ヶ月程度
標準事務処理期間により必要額は大きく異なる。

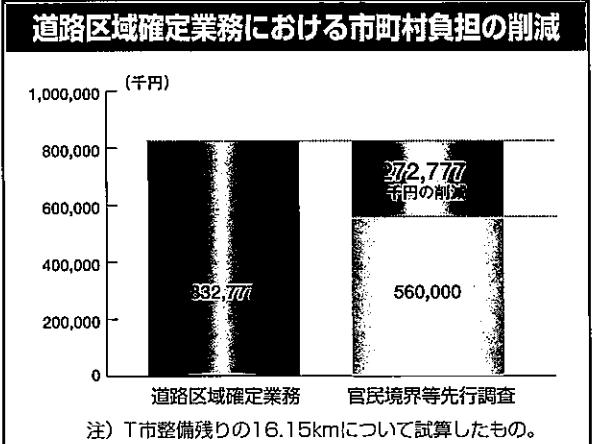
事務処理期間
左記の例で2ヶ月程度

■調査を行うことにより官民境界が明らかとなり、このような問題の解消に役立ちます。



■官民境界等先行調査を行っているS区では、上図のような調査成果証明を、登記手続きにおける境界確認の証明書と同様の効果を有するものとして取り扱うこととされており、このような取り扱いによって、登記手続きの簡素化と費用縮減につながっています。

■また同区では、土地所有者が分筆等により地積測量図作成を行う際に、官民境界等先行調査の測量成果を積極的に提供し、その後土地所有者から測量の結果得られた境界のデータを提供してもらうことで、後続する地籍調査のための資料として役立てています。



■上の図は、適正な道路管理を目的に市域内における道路区域確定業務を進めているT市において、確定業務と同様の効果のある官民境界等先行調査を実施した場合の経費削減額を試算したものです。

■市町村単独で行う事業と比較し、官民境界等先行調査は、国・都道府県からの補助が得られるため、大幅な経費削減が可能となります。

■また、境界情報をコンピュータで処理することにより境界確認に伴う事務処理を大幅に軽減する事が可能になります。

官民境界等先行調査成果の利活用

官民境界等先行調査で作成される「街区調査図」は、後続の一筆地調査（民民境界の調査）の基礎資料として使用されます。また、調査の成果は電子データとして「電子納品」され、このデータを活用してGISを構築したり、官民境界確定や道路台帳図整備に活用することができます。

官民境界等先行調査の成果

官民境界等先行調査では、街区の境界線が記載された「街区調査図」と、街区面積等が記載された「街区整理簿」が作成されます。

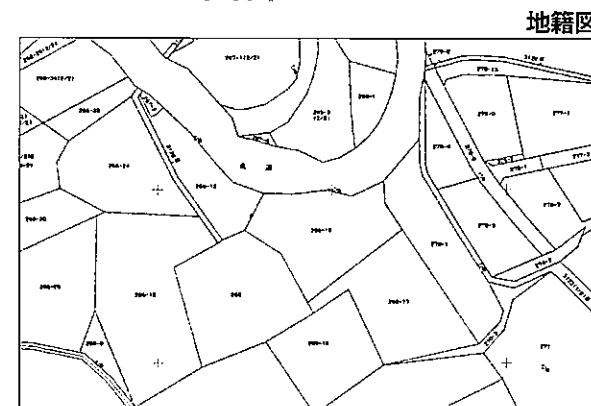
また、これらの資料と、作成のために実施した測量の成果については、成果品を電子データとして取りまとめ「電子納品成果」として作成されます。



成果の利活用

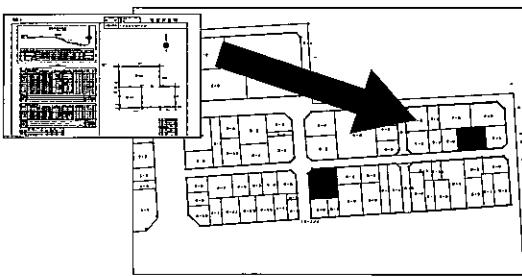
■後続の一筆地調査を円滑に実施するための資料として

作成された「街区調査図」や「街区整理簿」は、官民境界等先行調査の後に実施される一筆地調査（街区内地の民民・官民境界の調査）において境界を確認するための資料として活用でき、同様に後続の一筆地測量においてもその成果を活用することができます。



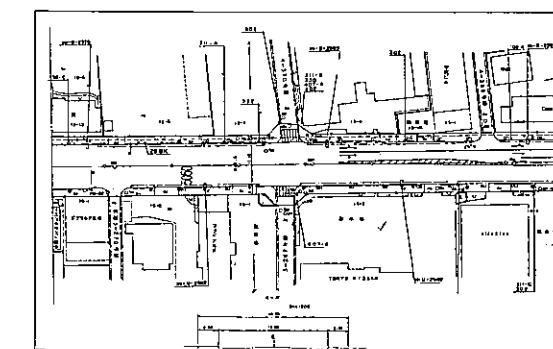
■筆界情報収集のための基礎的図面として

国から無償で提供する地籍情報管理活用ソフトなどを活用し、これから作成される地積測量図のデータを収集し、街区調査図にはめ込み蓄積することで、一筆地調査と同様の成果を得ることができます。

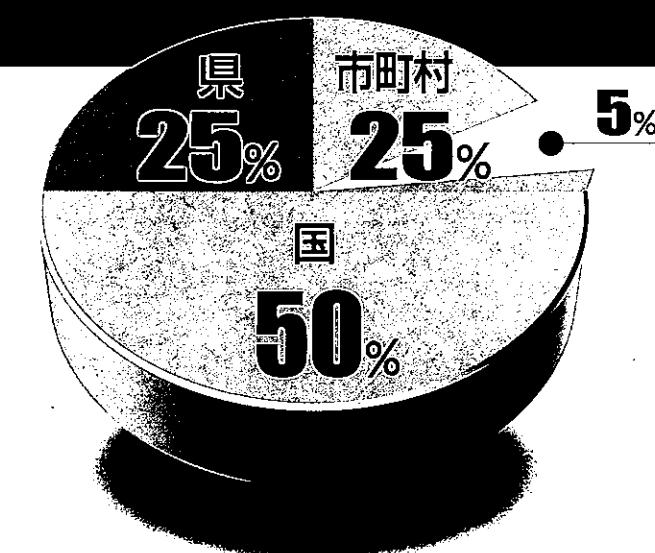


■道路台帳図を作成する資料として

本調査により公共物の敷地の境界が明確になることから、街区調査図と現況図を組み合わせることで、安価に正確な道路台帳図を作成することができます。



地籍調査に対する支援



事業経費について

■市町村が調査を実施する場合、調査にかかる費用については、事業費の1/2を国が負担し、残りを都道府県、市町村で均等に負担します。特別交付税が80%交付されますので、

市町村の実質負担は事業費の5%となります。

■なお、一般の住民の方々には、費用負担を求めてないことになっています。

地籍調査に関する研修・アドバイザー制度

官民境界等先行調査を含む地籍調査に関する研修は、一筆地調査、測量、不動産登記等の内容について、各都道府県ブロックごとに、担当者の経験度合いに応じて多数開催しています。

具体的には、国においては都道府県・市町村職員を対象に「地方研修会」・「指導者養成研修会」を開催、都道府県においては市町村担当者を対象に各

種説明会、講習会を開催しています。

また、新規着手市町村等に対しては経験豊富なアドバイザーを派遣し調査の進め方や調査体制の整備等に助言する制度も実施しています。

これに加えて、国、都道府県においては、地籍調査に関する市町村の個別の相談に常時応じています。

